



連合愛知

- ・ 労災の防止
- ・ 快適な職場
- ・ 心身の健康

# センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター  
〒456-0002  
名古屋市熱田区金山町1丁目14-18  
ワークライフプラザれあろ3F  
TEL(052)684-0003  
FAX(052)684-0303  
連合愛知ホームページからも閲覧できます  
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

## 平成29年度「健康づくり指導者セミナー」 ～連合愛知から5名が参加～

9月13日・14日の2日間、連合愛知と経営者協会が共同し、愛知県健康づくり振興事業団が主催する「健康づくり指導者セミナー」に、連合愛知から5名が参加した。

「健康経営への取り組みに向けて何を進めていますか?」をテーマに講義とグループワークがあり、職場での取り組みにつなげるヒントを得るだけでなく、自分自身の健康についても見つめ直す良いきっかけとなった。



### 元気に働ける社会を目指して

愛知健康の森健康科学総合センター長の津下氏からは、元気に働ける人を増やすために、企業が健康経営に積極的に取り組むことが求められているとし、様々なデータをもとに、その必要性和国が進める戦略について説明があった。

### ◆健康経営のポイント

- ① 従業員の健康は会社の財産であると思うこと
- ② 死亡、病気などによって退職した従業員の原因を把握し、データヘルス計画において改善につなげること
- ③ 健康診断や保健指導、がん検診、ストレスチェックなどの健康を守るための手段を確実に実施すること
- ④ 過重労働・残業、禁煙・分煙、運動など、健康に配慮した働き方を進めること
- ⑤ 従業員だけでなく、被扶養者や地域も視野に入れた健康づくり活動をしていくこと

### 健康経営銘柄企業での取り組み事例

リンナイ健康保険組合の小木常務理事からは、会社・健保・労働組合が三位一体で健康の保持・増進に取り組むコラボヘルスについて紹介があった。様々なデータを分析し、課題を明確にしたデータヘルス計画を作成し、その計画に基づいた取り組みによって、従業員の健康度がアップするだけでなく、従業員の満足度の向上にもつながっている。

### 健康経営優良企業での取り組み事例

三幸土木株式会社の木下代表からは、外部専門家を活用し、従業員とその家族を巻き込んだ、小さい会社だからこそできる健康経営の取り組みについて紹介があった。体重測定と一皿野菜をプラスするメタボ予防や禁煙にグループで取り組み、会社も積極的にサポートする形で実践。その結果、従業員のモチベーションが上がって組織が活性化し、会社の業績アップやイメージアップにもつながっている。  
(裏面につづく)

平成29年10月1日 育児・介護休業法改正施行

保育園などに入れ  
ない場合  
2歳まで育児休業が  
取れるようになります



保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、平成29年10月1日から「育児・介護休業法」が改正され、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすくなる。

### ◆改正内容

- ① 1歳6か月以後も保育園などに入所できないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できるようになる。これにより、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなる。
- ② 事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設される。
- ③ 未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設される。  
(例) 配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など

※詳細は厚労省ホームページで確認を

## 安全衛生クイズ

基本編 ⑥

産業医を2人以上選任しなければならない事業場の規模は、【 】人を超える労働者を使用する事業場である。

- ア. 1,000
- イ. 2,000
- ウ. 3,000

(労働調査会「労働安全衛生広報(別冊)」より)  
※答えと解説は裏面



## 宿泊型新保健指導プログラムとIotの取り組み紹介

愛知健康の森健康科学総合センターの栄口保健師からは、保健指導の効果をあげるため、平成30年度に向けて改定が進められている新たな保健指導プログラムについて説明があった。

### ◆新たに追加される内容

- ①喫煙・アルコールの健康への影響についての疫学的情報
- ②繰り返し保健指導の対象となる者への対応
- ③非肥満の糖尿病予備軍に対する保健指導、宿泊型新保健指導（スマートライフステイ）プログラム
- ④地域・職域の連携において、保険者間のデータ引継促進

### ※スマートライフステイとは

糖尿病が疑われる者を対象に、既存の宿泊施設や地元観光資源などを活用して、医師・保健師・管理栄養士・健康運動指導士などの他職種が連携して提供する新たな保健指導プログラム



また、経産省が進める新たな取り組みとして、「Iot-活用による糖尿病重症化予防法開発プログラム」の臨床研究が進められている。体重計、血圧計、歩数計などの情報をスマホと連動させてデータを見える化し、七福神キャラクターから実践状況に応じたメッセージが配信される“七福神プリ”を活用して糖尿病予備軍の行動変容を促そうというもの。インターネットを通じて様々なデバイスとつなげることで、新たな効果が期待できるかもしれない。

## 連合「第9回労働安全衛生に関する調査」 結果速報

連合は1992年以来、労働安全衛生に関する職場の状況や労使の取り組みを把握するため、原則3年ごとに、事業場の労働組合を対象に「労働安全衛生に関する調査」を実施している。

今回の第9回調査では、従来の調査項目に加え、メンタルヘルス対策、過重労働対策、治療と職業生活の両立支援についても取り上げられている。

調査の最終結果は本年秋以降に発刊され、本部から各構成組織に配付されるので、活用いただきたい。

### 主な調査結果

1. 安全衛生委員会の設置、産業医の選任は約9割  
安全衛生委員会は9割以上（92.5%）で設置されており、設置義務のない50人未満規模の事業場でも約8割が設置している。  
産業医は約9割（87.7%）で選任されているが、サービス・一般では7割程度となっている。
2. 課題は長時間労働・過重労働とメンタルヘルス  
労働組合がこの3年間に安全衛生委員会に提起した安全衛生の課題は、「長時間労働・過重労働の是正」（58.5%）と「メンタルヘルス対策」（56.1%）がともに約6割と突出して多い。また、どちらも300人以上の規模の大きい事業場で提起した比率が高い。↗



## 10月1日～7日は全国労働衛生週間

今年のスローガン  
働き方改革で見直そう  
みんなが輝く 健康職場



全国労働衛生週間中には次のことを実施しましょう。

- ①事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ②労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
- ③事故等緊急時の災害を想定した実地訓練の実施
- ④労働衛生に関する講習会や労働衛生の意識高揚のための行事の実施

### 3. 7割の事業場で労災事故が発生

過去3年の労災事故発生状況を見ると、7割の事業場で労災事故が発生しており、その原因の8割超が「不注意やうっかり」（84.7%）と際立って多い。

### 4. パートなどへの採用時・仕事変更時以外の安全衛生教育の実施は6割程度

パート・アルバイト、契約労働者、派遣労働者などへの安全衛生教育は6割程度となっている。

また、社員の採用時や仕事変更時以外の安全衛生教育については、「法定以上の教育は実施していない」（42%）が4割強を占め、安全衛生教育の問題点として、「形式的で教育内容が身に付かない」（38.8%）が最も多くなっている。

### 5. ストレスチェックの実施率は高いが活用は不十分

ストレスチェック制度は90.7%の事業場で実施され、実施されていないのは3.4%であった。一方、ストレスチェック結果を集団分析したのは40.7%、うち集団分析の結果を事後措置などに活用したのは27.8%（ストレスチェック実施事業場の11.3%）と低く、活用が不十分である実態も判明した。

また、事業場が集団分析したかを「把握していない」組合が35.9%と約3分の1に達しており、メンタルヘルス不調のリスク低減と職場環境の改善につなげるための制度であるにもかかわらず、事業場の取り組みに積極的に関与しない組合の姿勢が問われるところといえる。

### 6. 「病気休暇制度」を圧倒的多数の職場で導入済みだが対象者に制限あり

病気休暇制度については、労働協約や就業規則などのほか、慣行によるものも含めると92.4%の事業場で導入されている。また、年間休職可能日数も「365日」がほぼ半数（48.9%）を占めている。

一方、半数近く（45.1%）では正規労働者のみが制度の対象者で、正規労働者以外の労働者も制度のすべてを利用できるのは2割（19.9%）にとどまるなど、今後は制度利用の対象者拡大が課題であることも判明した。

### 安全衛生クイズ基本編 ⑥

#### 【答え】ウ

<労働安全衛生規則第13条第1項第4号>

産業医を2人以上選任しなくてはならない事業規模は、「常時3,000人を超える労働者を使用する事業場」と定められています。